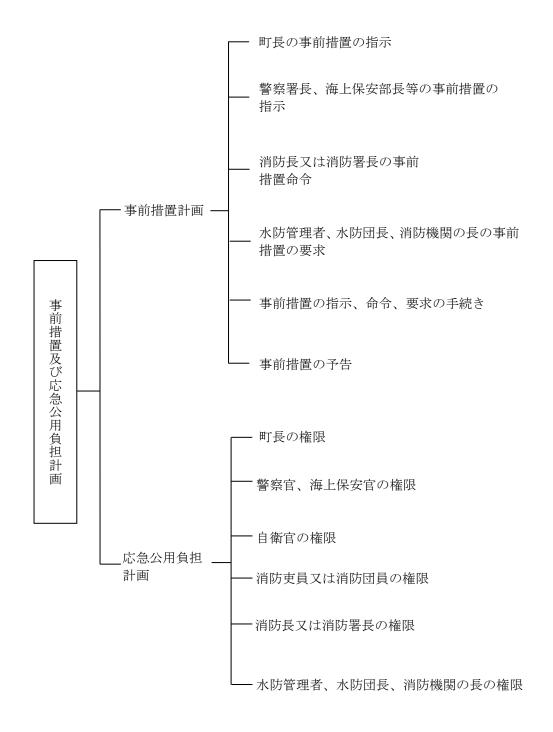
# 第3章 事前措置及び応急公用負担計画

### 基本的な考え方

災害が発生する恐れがある場合の事前措置及び災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認められる場合の応急公用負担について定める。



#### 第1節 事前措置計画

#### 第1項 町長の事前措置の指示(災対法第59条1項)

- 1 指示権発動の条件
  - 災害が発生するおそれがあるときで次のような場合が考えられる。
- (1) 予警報が発せられたとき(災対法第59条1項)
- (2) 警告をしたとき (災対法第56条)
- (3) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき(水防法第12条)
- (4) 水位上危険であると認められる所があるとき(水防法第9条)
- (5) 台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合(消防組織法第43条)
- 2 指示の対象

危険物の製造所・貯蔵所・高圧線・高い煙突・ネオン看板・材木・危険物等災害が発生した場合にその災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、保安措置、その他必要な措置

3 指示の内容

災害が発生した場合に災害を拡大させる恐れがあると認められる設備又は物件の除去、補強、 保安措置、その他必要な措置

(注) 災害の拡大を防止するために必要な限度においてのみ指示できるものである。

4 代執行

指示事項を履行しない場合には、行政代執行法に基づいて町長が代執行できる。(第2節応 急公用負担関連)

第2項 警察署長、海上保安部長等の事前措置の指示(災対法第59条2項)

警察署長、海上保安部・署の長は、町長から要求があったときは、第1項の町長の指示を行う ことができる。

(注) 指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 第3項 消防長又は消防署長の事前措置命令(消防法第3条)

- 1 命令発動の条件
- (1) 屋外において火災の予防に危険であると認める場合
- (2) 屋外において消防活動に支障となると認める場合
- 2 命令の対象

屋外において火災予防に危険であると認める行為者又は火災予防に危険であると認める物件若しくは消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者

- 3 命令の内容
- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備若しくは器具の使用、その他これらに類する行為の禁止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理
- (4) 放置され又はみだりに存置された物件の整理又は除去

# 第4項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の事前措置の要求(水防法第9条)

1 事前措置要求の条件

随時、(梅雨期、台風期、融雪期の前その他水害の予測されるとき。)区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるとき。

- 2 要求の対象
- (1) 準用河川については町長
- (2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については知事

- (3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事
- (4) 普通河川については条例の定めるところにより知事又は町長
- (5) 港湾施設たる海岸堤防については港湾管理者
- (6) その他の海岸については県又は町が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸の改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

### 第5項 事前措置の指示、命令、要求の手続き

原則として文書によるのが適当であるが、緊急を要する措置であるので、口頭により、事後文書を交付する。

## 第6項 事前措置の予告

事前措置の指示、命令、要求は緊急事態が切迫した場合に即時管理者等に対して行うことができるが、その時になって初めて指示等を行ったのでは、直ちに適切な措置ができない場合が予測されるので、災害が発生した場合、事前措置の対象となることが予測できるものについては、あらかじめ管理者等に対して予告をおこなうものとする。

#### 第2節 応急公用負担計画

#### 第1項 町長の権限(災対法第64条、65条)

1 権限行使の要件

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊 急の必要があると認めるとき。

- 2 公用負担の内容
- (1) 物的公用負担(災対法第64条)
  - ア 土地建物その他の工作物の一時使用
  - イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用
  - ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、破壊、 移転、伐採等
- (2) 人的公用負担(災対法第65条) 住民又は現場にある者を応急措置に従事させることができる。
- 3 公用負担の手続き等
- (1) 物的公用負担

公用令書は要しないが、事後速やかに手続きを要す(災対法第64条、同法施行令第24条 ~27条、行政代執行法第5条、6条)。

(2) 人的公用負担

相手方に口頭で指示する。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条1項、84条1項の規定による。

## 第2項 警察官、海上保安官の権限(災対法第64条7項、65条2項、63条2項)

町若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの要求があったときは、 町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

### 第3項 自衛官の権限(災対法第64条8項、65条3項、63条3項)

町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長の公用負担の職権を行う。

なお、措置を行った後は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

第4項 消防吏員又は消防団員の権限(消防法第29条)

(注)火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

- 1 権限行使の要件と権限の内容
- (1) 物的公用負担

消火、延焼の防止、人命救助のため必要があるときは、火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し、又はその使用を制限することができる。

(2) 人的公用負担

緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。

2 損失補償及び損害補償 消防法第36条の3の規定による。

# 第5項 消防長又は消防署長の権限(消防法第29条、30条、36条)

(注)火災のみならず水災を除く他の災害に準用する。(消防法第36条)

- 1 権限行使の要件と内容
- (1) 火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。
- (2) 消火、延焼防止、人命救助のため緊急の必要があるときは、(1) 以外の消防対象物及びこれらのある土地を使用し、処分し又は使用を制限することができる。
- (3) 火災の現場に対する給水を維持するため緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門、水道の制水弁の開閉を行うことができる。
- 2 損失補償及び損害賠償 消防法第29条3項、36条の3の規定による。

# 第6項 水防管理者、水防団長、消防機関の長の権限(水防法第24条、28条、45条)

1 物的公用負担(水防法第28条)

水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の負担を課することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用、収用
- (3) 車馬、その他の運搬具又は器具使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 人的公用負担(水防法第17条)

水防のため、やむを得ない必要があるときは、その水防管理団体の区域内の居住者、又は水 防の現場にある者を水防に従事させることができる。

3 損失補償及び損害賠償 水防法第28条、45条の規定による。